

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年八月四日奈良県指令高土第二五―二二二号

平成二十六年九月二十五日奈良県指令高土第二五―二二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年九月三十日高土第八三七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年九月三十日高土第三四六号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市北今市一丁目六六番一の一部、六六番四の一部及び六六番五並びに下田東一

丁目五一四番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市下田東四丁目四番一七号

谷口巳蔵

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市北今市一丁目六六番四の一部及び六六番五並びに下田東一丁目五一四

番四